十三　［略］
十四　［略］
十五　［略］
十六　［略］
十七　［略］
十八　［略］
十九　［略］
二十　［略］
二十一　［略］
二十二　［略］
二十三　［略］

２　［略］

（統括証券監査官の職務）

第二百二十四条　統括証券監査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　第二百十八条第一項第十六号及び第十九号に掲げる事務（公衆縦覧に関する事務を除く。以下第二百三十一条において同じ。）並びに同項第二十号に掲げる事務に関すること。

二　第二百十八条第一項第十七号に規定する検査の実施に関すること。

（上席主計実地監査官及び主計実地監査官）

第二百二十八条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席主計実地監査官五十七人以内及び主計実地監査官四百四十二人以内を置く。

［２・３　略］

（主任投資調査官及び投資調査官）

第二百三十条の二　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、主任投資調査官十一人以内を、関東財務局の理財部に、投資調査官四人以内を、東海財務局、近畿財務局及び福岡財務支局の理財部に、投資調査官それぞれ一人を置く。

２　主任投資調査官は、命を受けて、第二百十八条第一項第十一号に掲げる事務を処理し、及び投資調査官の行う事務を総括する。

３　投資調査官は、命を受けて、第二百十八条第一項第十一号に掲げる事務を処理する。

（上席証券監査官及び証券監査官）

第二百三十一条　関東財務局の理財部に、上席証券監査官八人以内を、東海財務局及び近畿財務局の理財部に、上席証券監査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、証券監査官七十人以内を置く。

２　上席証券監査官は、命を受けて、第二百十八条第一項第十六号、第十九号及び第二十号に掲げる事務を処理するほか、同項第十七号に規定する検査を実施し、及び証券監査官の行う事務を総括する。

３　証券監査官は、命を受けて、第二百十八条第一項第十六号、第十九号及び第二十号に掲げる事務を処理するほか、同項第十七号に規定する検査を実施する。

（上席金融証券検査官及び金融証券検査官）

第二百三十二条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席金融証券検査官七十八人以内及び金融証券検査官五百四十二人以内を置く。

［２・３　略］

十二　［同上］
十三　［同上］
十四　［同上］
十五　［同上］
十六　［同上］
十七　［同上］
十八　［同上］
十九　［同上］
二十　［同上］
二十一　［同上］
二十二　［同上］

２　［同上］

（統括証券監査官の職務）

第二百二十四条　統括証券監査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　第二百十八条第一項第十五号及び第十八号に掲げる事務（公衆縦覧に関する事務を除く。以下第二百三十一条において同じ。）並びに同項第十九号に掲げる事務に関すること。

二　第二百十八条第一項第十六号に規定する検査の実施に関すること。

（上席主計実地監査官及び主計実地監査官）

第二百二十八条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席主計実地監査官五十七人以内及び主計実地監査官四百四十五人以内を置く。

［２・３　同上］

［条を加える。］

（上席証券監査官及び証券監査官）

第二百三十一条　関東財務局の理財部に、上席証券監査官八人以内を、東海財務局及び近畿財務局の理財部に、上席証券監査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、証券監査官七十人以内を置く。

２　上席証券監査官は、命を受けて、第二百十八条第一項第十五号、第十八号及び第十九号に掲げる事務を処理するほか、同項第十六号に規定する検査を実施し、及び証券監査官の行う事務を総括する。

３　証券監査官は、命を受けて、第二百十八条第一項第十五号、第十八号及び第十九号に掲げる事務を処理するほか、同項第十六号に規定する検査を実施する。

（上席金融証券検査官及び金融証券検査官）

第二百三十二条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席金融証券検査官七十七人以内及び金融証券検査官五百三十六人以内を置く。

［２・３　同上］